

一般社団法人鳥取中部観光推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取中部観光推進機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県倉吉市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、鳥取県中部地域及び岡山県蒜山地域の国内外に対する観光宣伝及び観光客の誘致並びに受け入れ環境整備を行うとともに、観光事業者及び地域産業との密接な連携のもと、観光産業による地域の発展を図り、地域経済の活性化と向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の観光地の宣伝並びに観光誘致促進事業
- (2) 観光資源の開発・掘起し事業
- (3) 国際観光の受け入れ態勢の整備並びに啓発事業
- (4) 観光誘客に向けた国内外セールスプロモーション事業
- (5) 着地型観光商品の企画、開発、販売事業
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 物産振興に関する販路開拓並びに物産販売事業
- (8) 観光統計事業
- (9) 観光事業者へのスキルアップ講習会の開催
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により申込をし、会長の承認を得るものとする。

- 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費等の負担、会費)

第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(任意退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、次のいずれかの事由に該当するにいたったときには一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (2) 当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての義務に違反したとき。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会費の額
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

- 第17条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(代 理)

- 第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議 長)

- 第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは副会長がこれにあたる。

(決議の方法)

- 第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。
- 2 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち2名以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第24条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価は支払わないものとする。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構 成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第38条 当法人は、正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第148条第1号、2号及び第4号から第7号に規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは鳥取中部ふるさと広域連合へ贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議によって定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(定款に定めのない事項)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

(権利義務の承継)

第48条 当法人は、当法人成立後必要な手続を経て、従来任意団体である とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会（鳥取県倉吉市上井町二丁目1番地2）の会員・財産・業務その他一切の権利義務を承継する。